

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○溝口幸治君 おはようございます。人吉市選出・自由民主党の溝口幸治です。党を代表して質問をさせていただきます。

通告に従いまして、早速質問に入ります。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、力による一方的な現状変更の試みであり、明白な国際法違反です。断じて許すわけにはいきません。もはやロシアによる侵略と表現するほうが適当だと思います。

我々地方議員の最大の使命は、地域住民の生命、身体、財産を守り抜くことです。とはいえ、令和2年の豪雨災害であれだけの犠牲を出してしまった責任のある私が、こんな話をするのも説得力がないかもしれませんが、今日は党を代表して発言をしますので、お許しいただきたいと思います。

地方議員といえども、このような国家の危機、世界の危機的な状況のときには、我が国の主権、領土、国民を守るために行動しなければなりません。今回の出来事を甘く見てはならないと思います。

第一次世界大戦も第二次世界大戦も、欧州から始まり、当初は世界的な戦争になると予想した人は少なかったと言われています。初期の対応が非常に大事だと思います。政府には、米欧諸国と足並みをそろえ、一刻も早く国際秩序を取り戻す行動を期待します。

しかしながら、我々は、最悪の事態も想定しておかなければなりません。今は少数ではありますが、ロシアの軍事侵攻に理解を示す国もあります。何も反応できない国もあります。場合によっては、尖閣、台湾、沖縄、そして日本全土に波及するかもしれないとの危機感を常に持つべきだと思います。

2月25日には、地方6団体会長声明も出されました。県として、あらゆることを想定して、備えておくべきだと思いますが、現時点での蒲島知事の認識と県としての備えについてお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 今回のロシアのウクライナに対する軍事侵攻は、武力の行使を禁ずる国際法に違反するもので、力による一方的な現状変更を認めないという国際秩序の根幹を揺るがすものであります。このロシアの行動は、絶対に許されるものではなく、強く非難されるべきであります。

また、この影響は、欧州にとどまらず、我が国の安全保障や経済への波及もあり得る深刻な事態であると受け止めております。

県としては、県民生活への影響をはじめ、状況を注視し、国ともしっかりと連携しながら、万全を尽くしてまいります。

〔溝口幸治君登壇〕

○溝口幸治君 知事から御答弁をいただきました。

しっかりと国と連携して、ここは対応していかなければならないと思いますが、何が起きてもおかしくないような状況であります。断じて許すことができない行為でありますので、しっかりと声を上げてい

かなければなりません、一日も早く終息するように、我々も働きかけていきたいというふうに思っています。

今日の朝の議運で、後ほど審議されることとなりますけれども、決議が議会として出される方向であります。全国的には、約10の県がもう既に意思表示をしておりますので、県議会の皆様としっかりそういう意思を示していきたいというふうに思っております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症への対応についてお尋ねいたします。

現在、オミクロン株による第6波と日本全国が闘っています。熊本県でも、1月21日にまん延防止等重点措置が適用され、できる限りの対策を講じ、感染の封じ込めに、医療や行政の関係者など、エッセンシャルワーカーをはじめ多くの皆様が、昼夜を問わず対応に当たられています。関係する全ての皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

県内の感染状況は、1月27日に、1日当たり1,275人と過去最高を記録して以降、直近では500から900人と、なかなか下がり切らない状況が続いています。

人口10万人当たり1週間の新規感染者数が、1月上旬には100人以下で推移している中で、政府に対してまん延防止等重点措置の適用を申請するかどうかを検討していたことを振り返ってみても、現在200から300人と依然として高い水準にあり、解除ができるか懸念しています。

そこで、1点目の質問として、6日に期限を迎えるまん延防止等重点措置について、県は、解除を申請するのか、それとも延長を申請するのか、その判断に向けた考え方を含めて、県民に分かりやすくお示しいただきたいと思えます。

その上で、現在のオミクロン株に対する対策には、悩ましい問題があると私は考えています。現在実施しているまん延防止等重点措置は、飲食店に対する営業時間短縮要請が主な対策となっており、デルタ株中心の第5波までの対策としては効果的だったのかもしれませんが、今回の第6波のように、学校、保育所、高齢者施設などでの感染が多く見られる状況では、人流の制限など一部の抑制効果はあったものの、効果は限定的で、果たしてオミクロン株を封じ込める効果的な対策と言えるのでしょうか。

飲食店では、度重なる営業時間短縮要請による経済活動の衰退や、営業時間短縮要請に応じた上で協力金を受け取ることに頼り切ってしまった日常になってしまい、自立した経済活動が厳しい状況も生まれているのではないかと危惧しています。もっとオミクロン株の特性に応じた対策があるのではないかと考えさせられます。

一方、今回の第6波では、新規感染者数が多い状態が続く中でも、医療機関の病床など、逼迫状況は危機的なものとなっておらず、重症化の度合いもさほど高くない状況で持ちこたえていることが、第5波までとの違いだと感じています。

このように、一概に新規感染者数の数字のみで判断できるものではなく、感染者の病状や医療提供の状況など、オミクロン株の特性を十分に見極めた上で、的確な対策を打っていくことが極めて重要です。

中国古代の書、孫子では、彼を知りおのれを知れば百戦して危うからずとされています。敵であるウ

イルスの実態を理解した上で、おのれ、つまり対策を知る、ウイルスに応じた効果的な対策を打てば、必ずウイルスに勝つことができるとされています。

これまでの感染の状況を見ている感じでは、今回は、感染を完全に抑え込んだ上でのまん延防止等重点措置の解除にはならないのではないか、まん延防止等重点措置解除後を含め、効果的な対策の実行がこれまで以上に大事になるのではないかと考えています。

そこで、2点目の質問ですが、今後、感染拡大を収束させるとともに、経済活動とのバランスを取りながら進めていくためには、どのような対策が効果的であると考えておられるのでしょうか。

以上2点、知事にお尋ねをいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) まず、1点目のまん延防止等重点措置についてお答えします。

1月21日からまん延防止等重点措置に基づく対策を開始して、5週間余りが経過しました。これにより、現在は、新規感染者数、病床使用率ともに減少傾向となっています。

これは、県民や飲食店をはじめとする事業者の皆様が、県の要請に協力いただいたこと、また、医療従事者の皆様が昼夜を問わず御尽力いただいたことなどによるものであり、知事として大変感謝しています。

しかし、昨日時点の新規感染者数は633人、病床使用率は46.5%となっており、第5波と比較すると、まだまだ高い水準にあります。

これは、今回の第6波が、オミクロン株の強い感染力により、感染の山がこれまでの波とは比べものにならないほど高く、また、減少傾向になっても、そのスピードが緩やかなことが要因であります。

このような中、現在のまん延防止等重点措置は、3月6日に期限を迎えます。

私は、新型コロナへの対応として、これまで感染を徹底的に抑え込むことで、その後の経済活動が自由に行える期間をできるだけ長くするという方針を取ってきました。

これを踏襲すると、新規感染者数も、いまだ第5波のピークである約300人を超え、病床使用率も高く、入院されている方の多くが高齢者であることから、まん延防止等重点措置は延長したほうがよいという考えになります。

ただ、その場合、オミクロン株の特性から、感染の抑え込みに時間を要し、県民や事業者の皆様にも極めて長期間の負担を強いるばかりか、県経済への影響も多大なものとなってしまいます。

一方で、国は、2月20日に、5県のまん延防止等重点措置を終了した際、新規感染者数や医療の負荷の状況を見て総合的に判断するという重点措置終了の考え方を示しました。

その際に示された目安に現在の本県の状況を単純に当てはめると、重点措置の終了を検討し得る水準にあります。

また、国が今回示した考え方を、必要な感染防止対策を講じつつ経済活動を継続する、この先のウィズコロナへの方針転換を示唆するものと捉えることもできます。

そうであれば、感染の再拡大を防止する対策を取りながら、一旦まん延防止等重点措置を解除したほ

うがよいという考えも取り得ます。

このように、まん延防止等重点措置を延長すべきか解除すべきかについて、今まさに熟慮に熟慮を重ねているところであります。

残された時間は僅かですが、専門家の御意見も伺いながら、他県の動向等も注視し、最終的には県民の皆様にとってどちらが最良の選択であるかという観点で、ぎりぎりまで状況を見極めて判断いたします。

次に、2点目の経済活動とのバランスについては、事業者の痛みを最小化するため、感染拡大時においても経済活動が維持できるようにするとともに、収束時には、早期の回復に向けた取組をちゅうちょなく進める必要があります。

また、このピンチをチャンスに変え、さらなる発展に向けた取組を後押しすることも重要であると考えています。

まず、事業の継続に向けては、全国的にもトップクラスとなる県内約9割の飲食店が認証され、認証制度の普及が進んだことにより、認証店は、まん延防止等重点措置の期間中においても、営業時間や酒類提供について、制限の一部を緩和しています。また、飲食店に対する時短要請協力金に加え、幅広い業種を対象とする県独自のおうえん給付金を創設し、事業継続を支援してまいります。

また、新型コロナの収束状況を見極めながら、経済の回復に向け、くまもと再発見の旅を再開します。加えて、県内各地を周遊していただく取組やウィズコロナを意識した新たな観光スタイルとしてのワーケーションの推進など、切れ目のない対策を講じてまいります。

さらに、持続可能な発展に向けては、ウィズコロナを目指した事業者の事業再構築の取組について、引き続き商工関係団体と連携し、伴走型で後押ししてまいります。

新型コロナの感染や変異が今後どのように変わっていくか先行きが見通せないものの、今後とも関係団体と情報を共有しながら、感染状況に応じた効果的な対策をしっかりと講じていくことにより、感染拡大防止と地域経済の回復という2つの目標のベストバランスを追求してまいります。

〔溝口幸治君登壇〕

○溝口幸治君 御答弁をいただきました。

質問を準備する段階では、3月6日ですから、私が質問するときには、朝刊か何かによれば抜かれて載っていて、質問する材料も何パターンか考えるべきかなぐらいの調子で準備を始めたわけですが、だんだんだんだん日にちが迫るにつれて今のような状況で、知事の今の答弁にあったように、熟慮に熟慮を重ねて迷っているというところですね。まだ決断ができていないと。まあ、内々何か決めとつとやろうという考えもないわけじゃないですが、どうも昨日の夜いろいろやり取りしても、本当に迷っていらっしゃるんだなというふうに感じています。

とにかく、いろいろな状況を見極めて、ぎりぎりまでよく考えていただいて判断をしていただきたいというふうに思います。残り2日ですから、いずれ判断することになるとは思いますけれども、県民にとって最良の判断をお願いしたいというふうに思います。

ちょっと私から、コロナ対策で1つ要望をさせていただきたいと思いますが、PCRの無料検査、大変喜ばれているという一面もありますが、無料がゆえに、いろいろ課題も今回多かったかなというふうに感じています。

今後は、やっぱりより優先度の高い方への検査を重点に置いていかないと、無料だからといってどんどんどんどん駆け込んできて、それをさばく。まあ、私がいろいろ聞いていると、薬局等でやる場合、薬局に、検査したのに結果が出ないとどなり込んでこられる方がいらっしゃる、あるいは検査機関へ直接電話をして苦情を言われるというような状況もあったように聞いておりますので、検査に関わる方々、現場が混乱することのないように、より優先度の高い方を検査していくという、優先度をしっかりつけていく、ルールをしっかりとつくるように、この点をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、蔓延防止が続こうが終わろうが、経済の回復というか、経済に力点を置いていくことには変わりありません。感染防止対策も、各飲食業や社交業やホテルや旅館、皆さん方の御協力をいただきながら進めていくことになると思います。

それぞれの団体の代表の方あたりに聞いてみると、非常に県はよく連携を取っていただいて、我々の意見にも耳を傾けていただくというような声も聞いておりますので、しっかりとこの辺りの連携を引き続きやっていただいて、関係団体の皆さん方の声を受け止めて、県の施策に反映していただきたいというふうに思っております。

それでは、アサリの産地偽装問題への対応について質問させていただきます。

この問題は、1月22日の報道番組に取り上げられて以降、アサリはもちろんのこと、熊本県の農林水産物全体の信頼を大きく揺るがすだけでなく、全国の消費者に対する背信行為であり、極めて重大な問題となっています。

蒲島知事は、全国の消費者や知事への直行便などからの厳しい声に対して、この問題の解決に向けて、強いリーダーシップを発揮して、断固たる態度で臨む覚悟を示されています。

そこで、私は、今回の問題の解決に、次の4つの視点が大事だと考えています。

1点目は、疑念を晴らすことです。

消費者をはじめとする県内外の多くの方々から見れば、今回の問題は、県が見て見ぬふりをするとともに、漁協をはじめ漁業関係者も、長年の慣例としてこの偽装に関与し、全ての関係者総ぐるみで産地偽装を続けてきたのではないかという疑念を持たれています。

県では、まず、2月8日から2か月間、天然アサリの出荷停止を県漁連と連携して取り組んでいます。あらゆる対策を講じて、一日も早くこの疑念を晴らすことが必要です。

2点目は、あらゆる県産品の熊本県産ブランドを守ることです。

この問題の発生以降、ハマグリやシバエビについても、返品や取引価格の下落など、風評被害が出ています。見た目では区別できる在来種のニホンハマグリである有明海のハマグリや漁師たちが投網で取った天然のシバエビなどは、正真正銘の熊本県産で、品質に問題がないため、何としても守り抜かなければなりません。

3点目は、真面目に、地道にやっている生産者を守ることです。

少ない漁獲量でも、真面目に、地道に漁を続けている熊本県産の天然アサリの生産者の皆さんの生産活動にも影響が出ています。熊本県産アサリを真面目に取り扱ってくれる業者との連携や熊本県産であることを証明する制度をつくることも必要です。

4点目は、再発防止の徹底です。

再発防止の対策として、長いところルール適用除外や、販売状況や流通経路を把握する調査とその結果の公表など、国や関係者が一体となって取り組んでいく必要があります。

また、食品表示の在り方の見直しとして、漁獲、流通、販売までの過程を一貫して的確に把握できるようにするトレーサビリティ制度の構築も重要です。

今回のアサリ産地偽装の根絶を図り、危機的状況を打破するためには、今申し上げた4つの点が極めて重要であると考えますが、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねをいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) アサリの産地偽装問題について、4点御質問をいただきました。

私は、この問題については、従来一般的な行政の対応を超えた知事の強い決意とリーダーシップの下で、時間的緊迫性を持って、これまでにない対応が必要だと思っています。

そこで、職員に対し、第1に、産地偽装アサリの一掃、第2に、徹底的な調査、取締り、第3に、純粋な県産アサリの生産、流通の3つの原則を指示いたしました。この3原則に基づいて、二度とこのような事態が起きないように、産地偽装の根絶に全力で取り組んでいます。

まず、1点目の疑念を晴らすことについてお答えします。

本年1月に、熊本県産アサリと称するアサリが全国の店頭で多数並んでいるとの報道がなされ、県も関与しているのではないかといった厳しい意見が寄せられました。

そこで、産地偽装をあぶり出すため、熊本県漁連と連携し、直ちに熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言を行いました。この荒療治によって、全国の店頭から偽装アサリは即座に姿を消しました。

2点目の熊本県産ブランドを守り、消費者の信頼回復につなげるためには、私が先頭に立ち、アサリの産地偽装の根絶に徹底して取り組む姿勢をいち早く示すことが必要でした。

そのため、新聞広告により、全国へ「産地偽装は、許さない。」「私達は、「熊本県産ブランド」を守ります。」との強いメッセージを発信いたしました。

また、県産アサリへの信頼性を確保するため、産地偽装の温床と指摘された輸入アサリの蓄養を、各漁協と一体となり、排除していく必要があります。

そこで、これまでの県内における蓄養に関する実態調査を踏まえ、産地偽装につながる蓄養がまだに行われている漁場を管理する漁協に対しては、県産アサリの振興に関する県の補助金等は交付しないことといたします。

さらに、産地偽装アサリを根絶し、純粋な県産アサリを守り育て、適正に販売、流通していくための

本県独自の条例を6月議会に提案できるよう、策定に着手しました。

次に、3点目の真面目にアサリ漁業を行っている生産者を守るについてお答えします。

先日、アサリ資源の復活を目指してアサリを増やす取組を行っている網田漁協を視察いたしました。

稚貝の入ったネットを丁寧に管理しながら、アサリが出荷できることを心待ちにしておられる漁業者の皆様からお話をお聞きし、この努力が適正に評価されることが何よりも重要だと強く感じました。

そこで、このような方々が育てたアサリのみが本物の県産アサリとして流通できるよう、生産や流通、販売などの専門分野の方々に構成する熊本県産アサリブランド再生協議会を設置し、第1回会合を先月22日に開催しました。

この協議会で、短期集中的な議論を行い、2か月間の出荷停止期間中に、純粋な県産アサリを確実に消費者の皆様にお届けできる仕組みを構築いたします。

最後に、4点目の再発防止の徹底については、産地偽装は犯罪であるとの前提に立って、国や関係機関とも連携し、より踏み込んだ対応を行ってまいります。

県では、産地偽装110番に寄せられた疑義情報に対して、現地調査やDNA検査などを実施し、一つの事案に対して、食品表示法に基づく立入検査を徹底して行います。

さらに、販売店等への抜き打ち調査なども行い、産地偽装は犯罪であることを小売段階でも徹底してまいります。そして、違反が確認された場合は、県として厳正に対処してまいります。また、県警に対しても、積極的に情報提供を行ってまいります。

しかしながら、産地偽装の根絶には、県外に営業所がある事業者に対しては、県の調査権限が及びません。国による調査、指導が行われないと、私が産地偽装の本丸と考える、いわゆる下関ルートの解明は不可能であり、今後とも国の積極的関与が不可欠であります。

2月8日には、金子農林水産大臣と若宮消費者及び食品安全担当大臣に直接お会いして、徹底した調査や長いところルールの運用見直しなどを要望し、産地偽装の根絶に対し、連携して取り組むことを確認しています。

要望事項の一つであるDNA検査の体制整備への支援については、本県職員への技術指導が既に実現しました。今後は、国と連携した食品表示法に基づく疑義案件の指示、公表に加え、それを踏まえたあらゆる法令に基づく国や関係機関と連携した調査、指導の徹底を図ってまいります。

産地偽装は、くまもとブランド全体への信頼を大きく揺るがすものであり、本県が掲げる食料の安全保障を脅かす重大な問題であります。

二度とこのような事態が起きないように、産地偽装アサリの一掃、徹底的な調査、取締り、純粋な県産アサリの生産、流通、この3原則にのっとり、県産アサリの産地偽装の根絶に全力で取り組んでまいります。

〔溝口幸治君登壇〕

○溝口幸治君 今、知事から御答弁をいただきました。

3つの原則を指示したと、産地偽装アサリの一掃、徹底的な調査、取締り、純粋な県産アサリの生

産、流通を職員に対して指示して、今御答弁にもあったように、条例の制定等、そういうものに着手していくということも含めて、かなり踏み込んだ御答弁があったようであります。

疑念を晴らす、信頼を回復するというのは本当に難しいことだと、一度失った信頼というものは、取り返すのに時間がかかるんだということを改めて実感しております。言うはやすし行うはかたしですので、県の本気度が試されているんだと思いますが、その本気度を出さないと、国による関与とか国と連携するというのも、やっぱりしっかり引き出してこれないのかなと思いますので、まずは県としてやれることをしっかりやっていただきたいというふうに思います。

熊本県議会の議事録で「偽装」と検索すると、意外とたくさんヒットするんですね。牛肉の偽装とか、ウナギの産地偽装とか、姉歯の耐震偽装とか、度々出てくるんですけども、ここで一個一個取り上げませんけれども、それを議事録で見ると、どういうときに起こるかという、やっぱり事なかれ主義的に行政が動き出したときにそういうのがあるんだと、見て見ぬふりをするというか、知っているけれども言えないとか、自分の守備範囲はこれだから、ここから先は私たちの守備範囲じゃないので、国ですよと、あっちですよみたいなことをやっているときに、この偽装という問題がクローズアップされるような気がしています。

私は、この報道は直接その日見なかったんですけども、すぐ見た方からお電話があって、しっかり県として対応しているんですかとおっしゃったので、すぐヒアリングをやったんですね、まだ知事がこの指示を出す前ですけども、そのときの執行部とのやり取りの風景を見ても、ふわっとして、分かっているけどしようがないんですよみたいな雰囲気がやっぱりあの時点であったのを今思い出しております。その後、知事が、強いリーダーシップの下、様々な指示を出されて今に来ていますが、まだまだこれから勝負だと思っておりますので、しっかりと対応してほしいと思います。

産地偽装を根絶し、くまもとブランドを再生していくためには、激減している熊本県産アサリを回復させ、安定して流通する必要があります。そのためには、海に近い先生方がいつも言われる、漁場の回復というものが重要だというふうに思いますので、悪化しているアサリの生息環境を改善していくとともに、こういうことにしっかりと取り組んでいく必要があると思いますので、そのこともお願いしておきたいと思っております。

有明海から中国産とか外国産はもう出荷させないんだという強い気持ちというか、思い切った施策というのにも必要になってくると思いますので、その辺りも県議会の先生方ともしっかり議論を深めて対応していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、令和2年7月豪雨からの復旧、復興について質問させていただきます。

流水型ダムを含む河川整備計画について質問いたします。

知事は、一昨年(2021年)の11月に、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水に取り組むことを表明されました。私は、その後の議会で、緑の流域治水をやり遂げる覚悟と今後のスケジュールについてお尋ねいたしました。

知事からは、緑の流域治水に不退転の決意で取り組むこと、年度末までに流域治水プログラムを策定



して、抜本的な治水対策をスピード感を持って進めることをお答えいただきました。

また、新たな流水型ダムを含む抜本的な治水対策についても、昨年12月の球磨川水系河川整備基本方針の変更を踏まえ、現在、国と県が連携して河川整備計画の策定に向けた検討を進めていると承知しています。

2月17日に開催された第3回学識者懇談会では、流水型ダムを含む河川整備計画のメニュー案として治水事業の全体像が示され、その整備に要する費用が4,200億円で、そのうち新たな流水型ダムの残事業費が2,700億円であること、流水型ダムについては、10年後には完成していないものの、20年後には完成していることなどが示されました。

そして、河道掘削案、堤防かさ上げ案、放水路案の3つの代替案と比較評価した結果、流水型ダムを含む整備計画メニュー案が、コストや安全度を確保するためのスピードの観点で優位であるなど、最も適切であると評価されました。

流域の復旧、復興の取組は一步一步進められていますが、一方で、今も豪雨災害とコロナで疲弊していく地元の姿を目の当たりにして、我々被災者にとって、豪雨災害後今日までの状況は、まさに非常事態であると思っています。すなわち、このような有事の際と平時では、河川整備の進め方も違うのではないかと考えています。

地元において思うことは、再びこのような災害に遭わない保証もないことから、もっとスピードを上げて治水対策を進めていくことが必要ではないかと感じています。

知事には、できるだけ早く流水型ダムが完成するように手を尽くしていただき、命と清流を守る流水型ダムを含む球磨川の河川整備計画を、国と連携して早急に策定し、スピードを上げて復旧、復興を進めていただきたいと思います。

そこで、知事にお尋ねいたします。

今回国が示した流水型ダムを含む河川整備計画メニュー案と代替案との比較評価をどう受け止めているのか、また、球磨川の河川整備を今後どう進めていくのか、お尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

**○知事(蒲島郁夫君)** まず、今回国が示した流水型ダムを含む河川整備計画メニュー案と代替案との比較評価に対する私の受け止めについてお答えします。

河川整備計画については、現在、球磨川本川及び川辺川の一部を管理する国とその他の支川を管理する県が連携して策定を進めています。

2月17日に開催した第3回球磨川水系学識者懇談会では、国から、川辺川に整備する流水型ダムについて、ダム構造の検討の基本的な考え方や洪水調節ルールなどが示されました。

加えて、流水型ダムを含む河川整備計画メニュー案と河道掘削案、堤防かさ上げ案及び放水路案の3つの代替案について、7つの評価軸での比較評価が示されました。

比較評価では、コストや効果発現までの時間から見た優位性、さらには、環境への影響をできる限り回避、低減するとの考えも示された上で、流水型ダム案が最も適切であるとされました。

私は、一昨年の11月19日に、球磨川流域の治水の方向性として、緑の流域治水に取り組むことを表明しました。

これは、河川の整備だけでなく、遊水地の活用や森林整備、避難体制の強化を進め、さらに、自然環境との共生を図りながら、流域全体の総合力で安全、安心を実現していくものです。

そして、緑の流域治水の一つとして、住民の命を守り、さらには、地域の宝である清流をも守る新たな流水型ダムを国に求めることを併せて表明しました。

今回示された河川整備計画の方向性は、緑の流域治水によって命と環境の両方を守るという私の思いと一致するものであります。

次に、球磨川の河川整備の進め方についてお答えします。

昨年、私自身が仮設団地を訪問した際も、住民の皆様から、住まいの再建に対する不安や治水対策を早く進めてほしいという切実な思いを伺いました。

私は、このような思いに応えるためにも、新たな流水型ダムを含めた緑の流域治水を推進し、一日も早く球磨川流域の安全、安心を確保することが重要であると考えています。

そのため、これまでいただいた学識経験者や流域市町村長、住民の皆様の御意見も踏まえ、早急に河川整備計画の原案を取りまとめた上で、河川法に基づく意見聴取などを進めてまいります。

また、新たな流水型ダムについては、国において、構造などの調査検討及び法と同等の環境アセスメントが現在実施されています。県としても、迅速かつ丁寧に進めていただけるよう、できる限りの協力を行ってまいります。

今後とも、球磨川流域の命と環境を守る緑の流域治水を全力で推進してまいります。

〔溝口幸治君登壇〕

○溝口幸治君 知事から御答弁をいただきました。

流域全体の総合力で安全、安心を実現していくと。まあ、ダムだけではなくて、いつも言われる流域全体でありとあらゆることをやって守っていくということが必要だというふうに思いますし、知事からは、命と環境の両立を守る私の思いと一致するという答弁もいただきました。

とにかく、大事なのはスピード感だと思います。もちろん、丁寧に進めることも大事です。しかし、やっぱりスピード感が今地元では求められています。何度も申し上げておりますが、治水対策とまちづくりが一体となった今回の取組なんです。治水対策が遅れるとまちづくりが遅れる、治水対策の基準が決まらないと再建していいのかどうかも分からないというようなこともありますので、しっかりそこはスピード感を持って、短縮できる点、効率化ができる点はできるだけ短くして進めていく、しかしながら、住民の意見にはしっかり耳を傾けていく、そういうことが大事だと思いますので、今後ともしっかり進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、続きまして、復興を目指す人吉市、球磨村に対する支援についてお尋ねいたします。

被災地の復興に向けては、昨年3月に、国、県、市町村が取りまとめた球磨川水系流域治水プロジェクトに基づき、まちづくりや集落再生に向けた取組が進められています。各市町村では、地域ごとにま

ちづくりの懇談会が幾度となく開催され、まちづくりに向けた議論が行われています。

人吉市では、青井阿蘇神社周辺エリアや紺屋町、九日町の中心市街地エリアに大きな課題があります。国道445号の未改良部分があること、車によるスムーズな避難に支障があること、道路幅が狭く、消防車や救急車など緊急車両が入ることができないこと、道路に面していない宅地があり、建築基準法上、新たな家を建てることができないことなどです。

また、球磨村においても、地形的にもともと平地が少ない上、被災後新たに現地で再建する場合には、土砂災害警戒区域としての法的制限がかかるなど、安全な宅地の確保に課題を抱えています。

このような課題を解決するために、人吉市では、青井阿蘇神社周辺において、区画整理事業の実施が必要と判断し、現在、都市計画決定の手続を行っています。球磨村の渡地区においては、高台などを造成した上で新たな住宅団地を整備することを、復興まちづくりの計画の中に位置づける方向で検討が進められています。

そのような状況の中に、先日、人吉市長が、青井地区における区画整理事業の県による施行を、球磨村長が、宅地造成事業の県による受託を知事に対して要望されました。

御承知のとおり、人吉市の区画整理事業や球磨村の宅地造成事業などは、住まいの再建やなりわいの再生を加速する上で極めて重要な事業であります。両自治体は、復旧、復興に向けて多くの事業に取り組んでいる最中であり、これまで経験したことのない大きなまちづくりのプロジェクトを迅速かつ着実に進めるためのマンパワーや整備ノウハウを持ち得ておらず、加えて財政基盤も脆弱であることなど、多くの課題を抱えています。

私は、こういうときこそ、県が地元自治体にしっかりと寄り添い、復興を進めるための強力な支援を行うことが県の果たすべき役割であると考えています。

そこで、今後の人吉市や球磨村が実施する復興に向けた取組に対して、県はどのように支援していくのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

**○知事(蒲島郁夫君)** 今後の人吉市、球磨村への支援についてお答えします。

人吉市では、特に被害が大きかった8つの重点地区のうち、青井地区と中心市街地については、昨年7月に被災市街地復興推進地域に指定されました。

その後、復興まちづくりの実現に向けた取組の中で、住民からは、避難路や避難場所となる公園等の基盤整備に加え、青井阿蘇神社と連携したにぎわいや観光交流空間の創出等の意見が出されています。

このような御意見を踏まえ、青井地区においては、現在、土地区画整理事業の実施に向けた都市計画決定の手続が進められています。

今回、この青井地区における土地区画整理事業の県による施行と国道445号の未改良区間の改良整備等について、市議会と一体となって御要望をいただきました。

青井地区及び中心市街地のまちづくりは、人吉市のみならず、人吉・球磨地域全体で新たなにぎわいや交流を生み、復旧、復興を力強く牽引するものであります。

また、青井地区以外にも、人吉市では、中心市街地を含め、市内全域で膨大な復旧・復興事業に同時に取り組まなければなりません。

このため、年度内を目途とされる都市計画の決定手続の完了後、県が事業主体となり、青井地区の土地区画整理事業と国道改良を一体的に取り組んでまいります。

次に、球磨村についてです。

球磨村では、村東部の渡地区において、被災した村民の生活再建に向けて、安全な宅地を新たに整備する方針を決定されました。そして、この県の受託施行について、村議会と一体となった御要望をいただきました。

今回、球磨村では、元来少ない宅地が壊滅的な被害を受けました。また、引き堤や遊水地などの球磨川の治水対策により、今後さらなる宅地の減少が見込まれています。

このような逆境とも言える状況の中、球磨村では、渡地区において、宅地造成や避難路の整備、被災した渡小学校や千寿園の再建、さらには、新たに整備する災害公営住宅などを高台に集約するなど、村民が安全に安心して住み続けることができる村の再生に向け、積極果敢に取り組を進めておられます。

このため、これらを村と一体となって迅速かつ力強く進めるために、渡地区における宅地造成等については、村が目標としている令和5年度末の一部供用開始に向け、県が受託して施行いたします。

そして、今回、人吉市、球磨村から要望されたこれらの事業を、時間的緊迫性を持って強力に推進するため、4月から球磨地域振興局に新たな専任組織を設置いたします。

県としては、人吉市や球磨村を含め、被災市町村において、復興まちづくりや集落再生が迅速かつ着実に進むよう、被災市町村としっかりと連携しながら、そして被災市町村にしっかりと寄り添いながら、ハード、ソフト両面から全力で支援してまいります。

〔溝口幸治君登壇〕

○溝口幸治君 知事から御答弁をいただきました。

人吉市の要望については、青井地区の土地区画整理事業と国道改良を一体的に県が事業主体となって進めると、それから球磨村の渡地区における宅地造成等については、県が受託して施行すると、大変心強い御答弁をいただきました。さらに、4月から、球磨地域振興局の土木部に新たな専任組織を設置するということでもあります。大変地元としてはありがたいことでもあります。

今でも、本当に、ここで名前は出しませんが、人吉市に出向している県の職員の方、あるいは球磨村等で御活躍されている方も含め、本当に頭の下がる思いです。ああ、こういう方がいてくれたから助かるんだなということを実感しております。

恐らく、今回県が一体的にやっていただくことで、それぞれの市町村の負担も減るでしょうし、何より住民の方々にとっては心強いことだというふうに思いますので、引き続きの御支援をどうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、住まいの安全確保支援事業についてお尋ねをいたします。

この事業は、被災者の早期の住まいの再建を実現し、安全、安心に住み続けることができる地域づく

りを進めることを目的に、災害リスクの低い場所への移転やピロティー化などを行う住民に対し、その費用を助成する市町村を支援する事業で、市町村が事業主体となって行う予定になっています。

今回、幾つか疑問に感じることがあります。

そもそも、移転新築、その場での改修などは個人の判断であり、災害後、保険加入者や資金に比較的に余裕のある方は、既に一定の対応は終えていると思われ、資金力がない方ほど、対策をすることなく、そのまま原状回復工事を済ませている方が多いように感じています。

今後、移転新築や元の場所での再建を考える上では、ある一定の効果はあるかもしれませんが、豪雨災害時に遡及して対応するとなれば、制度があれば対応を検討したとの苦情が寄せられることが想定できます。

また、事業では、移転する場合の移転先が同一市町村内に限るとされていますが、果たして適当なのか。県が第一義的に考えるべきことが、事業名にもある住まいの安全確保であるならば、被災者が住まいを求める先を市町村の枠に限定することに違和感を覚えます。

やむにやまれず、災害後、市町村から出ていかざるを得なかった方々に、どのような説明をするのか。現に、あの災害後にほかの市町村に移り住んだ方はおられますし、これから再建を考える上で、住まいの安全確保を第一義的に考えるなら、市町村の枠を越えて移転される方も出てくるでしょう。

災害リスクを抱える浸水想定区域から出て高台の安全な場所へ移転する方を支援する事業なら、事業の狙いも分かりますが、今回被災された場所、つまり浸水想定区域内で、そのままピロティー化や家屋のかさ上げなど安全対策を講じる場合も対象となるということです。安全対策の基準が曖昧で、目的も明確でなく、果たしてこれで住まいの安全確保につながるのでしょうか。

そこで、私なりに分かりやすくこの制度を改善するなら、県が事業主体となって、罹災証明を受けた家屋の被災所有者が、浸水想定区域の外にある安全な場所に移転する場合には、球磨川流域内の市町村であれば認める、仮にそのまま浸水想定区域内に残るにしても、安全を確保できる何らかの高さ基準を設けた上で、ピロティー化や家屋のかさ上げなどの安全対策を講じた場合には、一定額を県が支援する制度とする、その上で、市町村が自らの市町村内にとどめたい、市町村外への移転を防ぎたいと考えるのであれば、県事業に加えて、市町村が独自に補助をする、そうすることによって市町村外への流出を防ぐことも可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

今回提案された事業は、県として被災者の住まいの確保を何とか手助けしたいという思いは伝わってきますが、これまで令和2年7月豪雨からの復旧、復興に当たっては、流域治水として流域全体での取組を進めてきたことなどから考えても、広域的に物事を考えていくのが妥当ではないでしょうか。

せつかく新たにつくる制度ですから、できるだけ多くの方々が対象になって喜んでいただく、市町村のまちづくりの方向性にも合致するものでありたいと考えますが、現時点では、最大の被災地である人吉市にとっては、復興のまちづくりとの整合性の整理も厳しいのではないかと感じています。

もう一度、本来の目的をしっかりと見据えた上で、その目的を実現するために必要な仕組みを検討すべきだと考えますが、今後どのように進めていくのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 住まいの安全確保支援事業についてお答えします。

私は、住まいの再建なくして令和2年7月豪雨災害からの復興はないとの強い思いの下、先頭に立って取組を進めています。

昨年も、仮設団地を訪問し、被災者の皆様から直接御意見をお聞きしました。その中で、住まいの再建方法や再度災害への不安など、切実なお声をお聞きしてまいりました。

一方、今回大きな被害を受けた球磨川流域では、豪雨災害前から過疎化、少子高齢化を背景に人口減少が続いています。

令和2年の国勢調査とその前の調査と比較した5年間で8%を超える減少となっており、県全体の減少率の2.7%と比べ、厳しい状況です。中でも、球磨村では34.2%と、全国一の減少率となっています。加えて、豪雨災害を契機に、今後もさらなる人口流出が懸念される状況にあります。

私は、これまで住んできた地域や人とのつながりの中で、一日も早く住まいを再建したいという被災者の思い、さらには、消滅の危機に瀕している地域を何とかしたいという思いにお応えしたいと考えています。

このため、現行の住まいの再建に向けた5つの支援策に加え、災害リスクの少ない高台への移転やピロティー化などの安全対策を行う被災者に対する新たな支援策を取りまとめ、今定例会に提案をしています。

今回の支援策では、県は、球磨川流域復興基金を財源に、通常の補助率より手厚い3分の2を補助し、市町村には事業主体として3分の1を負担していただくことで、連携して取り組んでいきたいと考えております。

今後、市町村が目指す地域の復興の姿に応じて、今回の支援制度をフル活用していただきたいと考えています。

今回、幾つかの御指摘、御提案がありました。今後、具体的な事業の実施に向けて、被災された方々の実情や御意見を確認するとともに、被災市町村との意見交換や庁内での検討を踏まえ、県議会の御理解を得た上で、より実効性のある制度となるよう、しっかりと対応してまいります。

被災された皆様の一日も早い住まいの確保、さらには被災した球磨川流域の復興に向け、今後とも全力で取り組んでまいります。

〔溝口幸治君登壇〕

○溝口幸治君 答弁をいただきましたけれども、まあ、感じていらっしゃるとおりの感じなんですけれども、この流域の治水とかまちづくりを考える上で大事なことは、流域自治体みたいな発想が必要だと思うんですね。流域全体で治水を行う、あるいは流域全体で人口流出に歯止めをかける、流域全体で移住、定住や起業家支援、観光戦略などを考えていく、そうしないと、一部の町村が人口流出で危機的な状況に瀕していると言うけれども、全体なんです、恐らく。人吉、球磨から坂本も含めて、八代も含めて、全体が人口減少の地域が非常に疲弊していく、その危機に瀕していると思いますので、流域自治

体という発想が必要じゃないかと思っています。

この事業には、一定の効果があるとは私も思っています。しかしながら、災害時に遡及して対応するとなれば、できるだけ多くの方を支援する対象にすべきではないか。しかし、制度をつくるのは市町村なので、被災件数の少ない自治体は対象範囲を広げることができるでしょうが、人吉市はそういうわけにはいきません。

県の制度では、何でも支援できる制度になっていますが、人吉市の制度設計が原因であなたは対象外ですなどと言えば、被災者は混乱するのは必至です。

加えて、県は、市町村の枠にとらわれた考え方をしますが、被災地に住む私に対して相談する方々は、既に市町村の枠を超えた相談が圧倒的に多いように感じています。そして、将来のことを考えて、少しでも安全な地域、生活環境がよい地域に移り住みたいと思うのは自然の流れであり、この現象はそう簡単には止まりません。

現に、地元の不動産業者にも確認したところ、人吉市でも浸水していない地域、人吉にそういう場所がないときには、錦町や山江村近隣に移り住みたいという相談も多いようです。

今回の制度では、そのようなニーズは無視する形になっています。現場で相談を受ける私の感覚とずれが生じてきているのだと感じています。県の支援する姿勢は評価しますが、制度の再検討は必要と思います。

事業の目的は何か、支援する対象者は誰なのか、その方は本当に困っている方なのか、被災した方々の公平性は担保できるのか、県の役割とは何か、公益的、将来的な考え方になっているのか、それぞれの市町村ごとの状況を把握して制度設計を行う必要があると思います。もう一度制度の再検討を要望しておきます。

次に、JR肥薩線の復旧について質問をいたします。

令和2年7月豪雨では、JR肥薩線、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道が施設や車両に甚大な被害を受けました。

私の地元を走るくま川鉄道は、昨年11月、錦町の肥後西村駅から湯前駅までの部分運行が始まりました。この部分運行は、住民の皆様が待ち望んでいたものであり、多くの沿線住民の方々が、走る列車に手を振り、エールを送っていただきました。引き続き、一日も早い全線復旧に向けて、関係者の皆様と連携して頑張っていきたいと思っています。

残るはJR肥薩線ですが、肥薩線の復旧費は莫大なものになると考えられる一方で、JR九州が発表した令和元年度の八代一人吉間の収支は6億余りの赤字と、大変厳しい状況となっています。

そのような中であっても、沿線市町村にとってJR肥薩線は、地域の復興を図る上で必要不可欠なものであり、JR九州に対し、鉄道での復旧を強く要望されています。くま川鉄道と同様に、JR肥薩線についても、地域に愛され、復旧が待ち望まれている鉄道だと思っています。

県は、これまで、熊本地震からの復旧において、JR豊肥本線と南阿蘇鉄道に対して、そして、令和2年7月豪雨からの復旧において、肥薩おれんじ鉄道とくま川鉄道の復旧に対し、それぞれ地元市町村

と連携した支援を行ってこられました。

J R肥薩線に対しても、沿線や人吉・球磨地域の市町村と連携した支援を行ってほしいと考えていますが、肥薩線の復旧に対する知事の思いについてお尋ねいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 肥薩線は、通勤や通学など地元住民の生活を支えるとともに、「SL人吉」や「かわせみ やませみ」など、観光列車が走る路線として長年親しまれてきました。日本最大急流とも言われる球磨川を車窓に見ながら走る列車は、本県有数の観光資源です。

そのため、令和2年7月豪雨で大きな被害を受けた後、私は、J R九州に対して、機会あるごとに鉄道路線として復旧してほしいという気持ちをお伝えしてきました。

今年度中には、J R九州が復旧費を公表すると伺っていますが、鉄道での復旧には多額の費用を要することが想定されます。そのため、復旧には、国の絶大な財政支援が不可欠です。その上で、J R九州、国、県、そして地元市町村が一丸となって、復旧に向けた協議を行っていかねばならないと考えています。

熊本地震で被災した豊肥本線の復旧には、国の災害復旧に係る補助制度が活用されました。J R九州が肥薩線の復旧にも同様の制度を活用するためには、県と地元市町村で応分の負担が必要です。

あわせて、長期的な運行の見通しを担保することも求められます。被災前の肥薩線の厳しい状況を踏まえると、運行に係る多額の赤字の負担についても、関係者がしっかりと議論していく必要があります。また、地元市町村には、将来にわたって持続可能な経営が確保できるよう、積極的な利用促進等も検討していただく必要があります。

鉄道での復旧を実現するためには、何よりも地元の皆様の熱意と行動が不可欠であります。地元市町村は、発災以来、J R九州に対し、鉄道による復旧の要望を重ねてこられました。さらに、今月20日には、住民の方々が肥薩線復旧を願う気持ちをアピールする集会が開催されると伺っています。

県としても、地元の肥薩線復旧への思いをしっかりと受け止め、市町村と連携しながら、J R九州や国との協議に臨んでまいります。

[溝口幸治君登壇]

○溝口幸治君 知事から御答弁いただきました。

地元の行動力というか、熱意というか、そこがポイントだということは私も承知しております。しっかりとその辺りを地元で出していくことが大事だというふうに思っています。ぜひ県からの御支援をお願いしたいと思います。

私たちのふるさとの原風景とも言えるこの肥薩線ですけれども、多くの方々が、この現状を見ると心に痛めていらっしゃると思います。有志の方による署名活動等も始まっております。そして、各団体、観光関係は、特にいろいろな動きも出ておりますので、そういった方々と一体になって、まずはこの3月20日の関係町村、沿線の自治体との連携した集会、こういったものを皮切りに、もっともっと地元が盛り上がるように、熱意を持って行動できるように、私も頑張っていきたいと思っております。



続きまして、企業誘致の今後の在り方について質問いたします。

これまでの復旧、復興についての答弁を通じて、県の——まあ、いろいろ課題は確かにありますが、流域市町村と連携して必死に取り組んでいることは感じております。大変心強く、感謝もしております。しかし、その上でなお、被災者の切実な声に現場で接している私から、今後に向けた課題をあえてもう1つ提言したいと思います。

まだ相手方が公にされていないために、ここで具体名は控えたいと思いますが、ある農業系の企業が、人吉市内に新たに立地したいとの相談を受けました。

県は、企業立地促進補助金に球磨川流域復興枠を設けて、被災地への企業誘致に積極的であると思ったことから、球磨城振興局を通じて県の企業誘致担当課に確認したところ、球磨川流域復興枠は製造業が対象となっているが、今回のケースは製造業に該当しないとされました。

農業系といえども、大きな投資と雇用も発生するとの思いから、企業立地課が相談に乗ってくれると思っていましたが、残念ながらこちら側の期待どおりにはいきませんでした。農林水産部にも確認しましたが、農林水産部は、国の補助制度の紹介はありましたが、県独自の支援の話はありませんでした。

今回質問するに当たり、私の頭の中には、企業誘致に関することだから、企業立地課が調整してくれると思い込み、その他の部署への確認も企業立地課を通してお願いをしましたが、観光戦略部や健康福祉部も、新たなホテルなどの観光施設や医療・福祉施設を県外から誘致することは考えておらず、地域の企業や施設を守ることだけで、しかも、それぞれの部局が縦割りで動いていることが分かりました。

球磨川流域の再生に向けた最大の課題は人口流出であり、それを防ぐためには雇用の場の確保が極めて重要です。そのためには、製造業やIT業だけではなく、農畜産業や観光、医療、福祉に至るまで、業種を問わず、幅広く一人でも多くの雇用を生む産業誘致を県として必死に追い求めていくべきではないでしょうか。

これは、球磨川流域に限らず、県内全域に言えることですが、TSMCの誘致だけで県内の全ての地域が繁栄するわけではありません。県内には、全国トップレベルの農業産出額や阿蘇などの世界的観光を有するなど、製造業やIT業以外の分野にも伸び代が多く、製造業やIT業だけが企業誘致の対象ではないはずです。行政組織の縦割りの中で、県内の各地域が持つ可能性が生かされないことはあってはならないことです。

ましてや、豪雨災害で甚大な被害を受けた球磨川流域は、人口流出を防ぐために、一人でも多くの雇用を創出することが喫緊の課題となっています。

こういうときだからこそ、県は、部局の垣根を越えて、一人でも多くの雇用を必死になって確保すべきだと考えますが、そのために今後どう対応していかれるのでしょうか。

企業立地促進補助金の球磨川流域復興枠に関する今後の在り方を含めて、商工労働部と農林水産部を所管する木村副知事にその意気込みを伺います。

〔副知事木村敬君登壇〕

○副知事(木村敬君) お答えいたします。

本県では、各部局が、それぞれの専門領域や利活用できる国の制度などに基きまして、企業誘致ですとか事業拡大など、民間事業者の取組に対しまして、様々な支援策を講じております。

しかし、御質問にありました、いわゆる縦割りの弊害によりまして、他の部局の事業、制度への無関心ですとか知識不足から、昨今多様化する民間のニーズに対応できなかったケースが生じていることは、率直に反省すべきところと考えております。

議員御指摘の企業立地促進補助金の中に創設いたしました球磨川流域復興枠につきましては、雇用や税収、地場企業との取引の拡大、または地域課題の解決ですとか地域経済への波及効果が高いことから、これまで同様、日本標準産業分類表に掲げる製造業を対象としています。

一方で、農林水産業や保健・介護関係施設、また、地元の既存の企業への影響が考えられます商業や小売、宿泊業などについては、現在、補助の対象とはしておりません。

しかしながら、球磨川流域の復興のために、全庁挙げてあらゆる産業において支援を行っていくことが喫緊の課題であることは、私も議員と同感でございます。

やる気のある企業の取組について、業種を限定することなく支援するためにも、今後は、国の支援制度の内容も踏まえながら、各部局の支援制度の再整理を行いまして、球磨川流域復興枠のような優遇策を設けるなど、全庁的にしっかり検討してまいりたいと考えております。

今回の農業系の企業立地の事案につきましては、具体的な中身をお聞きすればするほど、人吉・球磨地域において100人規模の雇用創出が見込めるなど、大変意義深い話であると私も認識しております。

しかしながら、人口減少が進む人吉・球磨地域で、十分な人材確保が今後の課題になると思っております。人吉市内では、観光業などでも人手不足が深刻であると私も聞いております。

そのため、人吉市と連携いたしまして、UIJターンや移住・定住策も絡めながら、雇用確保のためのワンストップ窓口を設けるなど、多方面から支援を検討してまいります。

さて、今後について、私たち職員においては、企業や市町村からの様々な相談があった場合、担当者として、まずは一度自分でしっかり受け止めて支援策等の検討を行い、その上で必要があれば部局を越えて連携し、その相談に丁寧かつ真摯に対応するような機運の醸成に努めてまいります。

私自身も、県庁組織が縦割りの組織にならないように、部局をまたがる副知事として、田嶋副知事とも連携を密にしながら、迅速、的確に企業ニーズ、住民ニーズにお応えするため、庁内の調整役を精いっぱい務めさせていただきます。

以上でございます。

〔溝口幸治君登壇〕

○溝口幸治君 木村副知事から御答弁をいただきました。

田嶋副知事とも連携してしっかりやっていくという御答弁でしたので、そのリーダーシップに期待をしておきたいと思っております。

柔軟に対応できる体制あるいは制度にしておいてほしいというふうに思います。これは、人吉・球磨流域だけじゃなくて、全体に言えることですが、業種を問わない幅広い分野の誘致を戦略的に進

めていくということは、熊本県にとって大変大事なことだと思います、TSMCの効果を最大に生かしながら、そうでないところもきっちりやっていくことが大事だと思います。

移住とか定住とか、これから出てくるデジタル田園都市国家構想とか、こういう政策と関連して、それぞれの地域が活性化していく、人口流出に歯止めがかけられる、雇用が守れる、そういう機運をぜひ高めていただきたいというふうに思います

続きまして、こども家庭庁の創設について質問いたします。

政府のこども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定をされました。新たに設けられる予定の組織については、当初、こども庁として、子供に力点を置いた取組を進める方向での議論が進められていましたが、子供の居場所である家庭における子育てを社会全体でしっかりと支えることが子供の幸せにつながるとして、家庭教育の重要性の声が上げられ、現在ではこども家庭庁として議論が進められています。先週25日には、こども家庭庁を来年4月に創設する法案も閣議決定されています。

一方、この議論の中には、少し気がかりな点も出ています。それは、子どもコミッショナーの創設の動きです。

支援が必要な子供が、自ら意見を行政に届ける手段がほとんどないという理由から、虐待や貧困などに直面した子供への調査や意見聴取を行った上で、行政に制度の改善を勧告する第三者機関として子どもコミッショナーの創設の声が上げられています。

私は、この点については慎重に議論すべきだと考えています。子供の意見を行政の施策に反映させることは重要であります。第三者機関を設置して解決する前に、既に存在する相談窓口をしっかりと機能させることが重要でないかと考えています。

なぜならば、熊本県では、平成19年に制定された熊本県子ども輝き条例と平成24年に全国に先駆けて議員提案条例として制定したくまもと家庭教育支援条例に基づき、教育、福祉、環境、警察など5部局18課で、部局の垣根を越えてしっかりと連携を取りながら、子育て支援や家庭教育支援に総合的かつ継続的に取り組み、多くの成果を上げてきているからです。

例えば、支援が必要な子供や家庭に対するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家と連携した教育相談体制の整備、また、様々な悩みや課題、個別の事情に応じた各種相談窓口の設置など、きめ細やかに支援することができる体制が整備されており、これは、家庭教育を支援するための施策の一つとして、家庭教育支援条例第16条に「相談体制の整備・充実」を掲げた成果とも言えると思います。

このように、熊本県では、全国に先んじて様々な取組を進め、多くの効果を上げていますが、一方で、最近の国におけるこども家庭庁の議論の中で、困難を抱える子供や家庭からの声を拾い上げる相談体制の重要性が述べられている点や全国にも児童虐待の相談対応件数が過去最高となっている現状を見たときに、熊本県の相談体制についてもさらに充実させていく必要があるのではないかと考えています。

そこで、改めてお尋ねですが、子育て支援、家庭教育支援の先進県と私が自負している熊本県の現在

の相談体制は、このような困難を有する子供や家庭にとって十分な受皿となっているのでしょうか。もし、今後さらに充実させていく点があるとするれば、どのように充実させていくのでしょうか。そして、国の動きに先駆けて子供や家庭に関する施策に積極的に取り組んできた蒲島知事は、来年にも設置される予定のこども家庭庁にどんなことを期待されるのでしょうか。この点について、知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 未来を担う全ての子供たちが、愛情あふれる家庭と豊かな地域社会の中で、心身ともに健やかに成長していける環境をつくることは、今を生きる私たちの使命だと考えています。

しかしながら、核家族化や地域との関わりの希薄化などにより、子供の成長を支える家庭において、子育てに困難を感じている保護者も増加しています。そのため、くまもと家庭教育支援条例にもあるように、相談体制の整備充実は重要な課題であると認識しています。

そこで、まず1点目の本県の相談体制についてお答えします。

県では、令和2年3月に社会的養育推進計画を策定しました。この計画を踏まえて、住民に身近な市町村、心理士による専門性を生かした相談対応等を行う児童家庭支援センター、そして児童相談所の3層による相談体制を構築し、子供や保護者の支援に取り組んでいます。

具体的には、市町村における子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置を促進し、子供とその家庭及び妊産婦等を対象とした身近で総合的な相談体制の充実に取り組んでいます。

また、児童家庭支援センターは、今年度新たに3か所設置したことで、熊本市を含めて県内8か所となり、県全域をカバーする体制を構築できました。

さらに、子供の年齢に見合わない家事や家族の介護などを日常的に行うヤングケアラーへの対応も新たな課題となっています。そのため、子供たちが相談しやすい体制を構築するための予算を今定例会に提案しています。

今後とも、困難を抱える子供や家庭の声に耳を傾けながら、相談体制の充実にしっかりと取り組んでまいります。

次に、2点目のこども家庭庁への期待についてお答えします。

私は、知事就任以来、社会の希望であり、熊本の宝である子供たちが、健やかに育ち、夢に向かって挑戦できる環境づくりが大切であると考えてきました。

そのため、国の幼児教育、保育の無償化に先駆け、本県独自に多子世帯への保育料補助を実施しました。さらに、市町村と一体となって、切れ目のない出産、子育て支援を行う総合交付金制度を創設するなど、これまでも様々な施策の充実に取り組んできました。

加えて、経済的には厳しい状況にあっても、子供たちが夢を諦めることがないよう、貧困の連鎖を教育で断ち切るという理念の下、独り親家庭の子供たちなどを対象とした学習支援や生活保護世帯、児童養護施設の子供たちが大学を目指せるような施策を講じてまいりました。

この結果、本県が国に先駆けて実施してきた子供の学習支援事業や要保護児童進学応援事業が国にお

いて制度化されました。これは、本県の取組が国に高く評価された結果だと考えています。

現在、子供政策の司令塔となるこども家庭庁の創設に向けた準備が進んでいますが、ぜひ、各府省庁にまたがる課題にリーダーシップを持って取り組んでいただきたいと思います。さらに、自治体が思い切った施策を展開できるよう、十分な財源を確保していただきたいと思います。

これにより、蒲島県政の基本理念である、貧困の連鎖を断ち、夢に向かって挑戦できる、誰一人取り残さない社会が実現されることを期待しています。

〔溝口幸治君登壇〕

○溝口幸治君 知事から御答弁をいただきました。

子供に関わることへの相談窓口、いわゆる相談体制の整備については、この議場でも様々な議論があって、その都度、予算の制限はあるものの、充実を図ってこられました。ただ、県民の皆様みんな納得しているかという、そこは別な話ではありますが、できることはやってきたんだろうと思います。

答弁にもあったように、市町村におけるこども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置、今年度新たに児童家庭支援センターを3か所に設置して、合計で8か所ということであります。

今後も相談体制の整備に取り組んでいくという答弁でした。しっかりその相談体制の整備に取り組んでいただきたいと思います。これから大事なことは、相談に来られた方をきちっと解決まで導くということが大事だと思います。相談には行ったけれども、ちょっと結論が出なかったというような話もお聞きします。相談に当たっている方も大変だと思いますが、そういったものも、それこそDXとかAIとかいろいろ今ありますので、こういった機能を生かしながら、しっかりそういうものに対応できるような、そういう取組も必要ではないかというふうに思います。

国では、このこども家庭庁の議論が進んでおりますけれども、縦割りではなくて、しっかり横串を刺して、また、現場により近い県とか市町村と連携できるこども家庭庁であってほしいというふうに願っておりますので、県と一緒に、国にもそのような働きかけをしていきたいというふうに思っております。

続きまして、県内の治安情勢を踏まえた犯罪抑止対策についてお聞きします。

昨年、全国各地で、ビルなどの建物内や走行中の列車内において人を殺傷する事件が相次いで発生しました。多くの方が利用する公共の場において、自己中心的で身勝手な動機による事件であり、亡くなったり傷ついたりされた方が多数おられるばかりか、事件のニュースを見聞きし、恐怖や不安を感じている方も少なくないと思います。

コロナ禍で先の見えない社会情勢の中、このような事件が発生することにより、県民の多くの方が、自分が暮らす町は大丈夫だろうか、自分の子供や家族が被害に遭わないだろうかなどと、不安を強く感じていてもおかしくありません。

一方、県内の治安を表す指標である刑法犯認知件数が、平成15年のピーク時から17年連続で減少していたところ、令和3年の認知件数は、前の年と比較して106件増加し、総数が5,187件と、18年ぶりに増加に転じました。

増加の原因の一つが、電話で「お金」詐欺、いわゆる特殊詐欺事件の増加と考えられています。

県内では、令和3年1年間で前の年の2倍以上となる88件を認知し、被害額も、約1億2,000万円以上増加して約1億7,000万円となっています。また、そのほか、暴行や脅迫が増加するとともに、子供や女性を対象としたわいせつ、声かけ事案も高止まりの傾向が続いています。

今後、コロナ禍から社会活動が回復していく中で、県民の皆さんに安心して暮らしていただくためには、その時々状況に応じた犯罪抑止対策に取り組むことが極めて重要であると考えます。

そこで質問ですが、県内の社会情勢と治安情勢を踏まえ、県民の不安感を解消し、安全、安心を体感できる社会づくりのため、県警察ではどのような犯罪抑止対策に取り組んでいかれるのか、警察本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長山口寛峰君登壇〕

○警察本部長(山口寛峰君) 県内の治安情勢につきましては、議員御指摘のとおり、県民の皆様には不安感を与えかねない厳しい状況にあると認識しています。

県警察では、今年度の新規事業として、県警初の防犯カメラを設置し、本年2月1日から荒尾・玉名地区の小学校通学路で、また、本年3月1日から熊本市の中心繁華街等で、合計40台の防犯カメラの運用を開始しています。

また、通学路パトロールや電話で「お金」詐欺被害防止のためのATM等における制服警察官の姿を見せる活動のほか、電話で「お金」詐欺被害防止コールセンターの運用、広報啓発活動、自主防犯活動の促進、犯罪抑止ネットワークの構築などの取組を推進しております。

さらに、関係機関や事業者等と連携をした警戒活動の強化、事案対応訓練など、公共の場所における安全確保対策にも取り組んでいます。

今後も、県民の皆様が安全、安心を実感できるよう、情勢に応じた施策を推進してまいります。

〔溝口幸治君登壇〕

○溝口幸治君 本部長から御答弁いただきました。

今年度から、荒尾、玉名の通学路、熊本市中心市街地で防犯カメラの設置が進められていると。最近の犯罪は、やっぱりカメラがあって、カメラに映っていたということで、後から逮捕されるというような報告もよく聞きます。今後、継続的にカメラの設置は続いていくんだろうと思います。県内各地に広がっていくんだろうと思いますが、予算措置については、総務部長、財政をぜひよろしく願いしておきたいと思います。

引き続き、県警察には、県民の安全、安心な生活のために御尽力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、被災した文化財の復旧と活用について質問いたします。

熊本地震と令和2年7月豪雨では、熊本城や阿蘇神社、国宝青井阿蘇神社や国史跡の人吉城跡など、多くの文化財が被災し、現在もなお復旧が続いています。

被災した文化財の中には、未指定の歴史的建造物を中心に、身近なほこらやお堂など、復旧が手つか

ずのものも多く、地元で現場を見るたびに胸が痛み、復旧が進んでいる実感があまり湧かない状況です。

豪雨で被災した住民の中には、この1年8か月の間、生活の再建に追われ、身近にあった神社やほこら、お堂の復旧まで着手できない状況にあります。

文化財を将来にわたって保存していくためには、地域の人々の文化財に対する愛着、今後も文化財を守っていくという意識が必要です。

一方で、会員相互の積立てで苦勞しながら運営されている地域の自治会などで文化財を守り続けるためには、維持管理費など、安定的な財源確保も課題となります。

これからの文化財は、保存だけでなく、活用という視点での取組が極めて重要であり、今後は、文化財を核とした地域づくり、そして、地域全体での資金循環を含めた戦略的かつ積極的な文化財の活用の取組が必要であると考えます。

そこで質問ですが、1点目は、熊本地震や令和2年7月豪雨で被災した文化財の現在の復旧状況と今後の見通しについて。2点目は、7月豪雨で被災した未指定文化財に対する今後の取組について。3点目として、文化財の有効活用に向けた取組について。以上3点について、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長古閑陽一君登壇〕

**○教育長(古閑陽一君)** まず、1点目の熊本地震や令和2年7月豪雨災害での被災文化財の復旧状況と今後の見通しについてですが、熊本地震で被災した国・県指定及び登録文化財については、本年1月末現在、約9割が復旧しております。

また、7月豪雨災害で被災した国・県指定及び登録文化財については、本年1月末現在、約5割が復旧しており、来年度中には約8割が復旧する見込みです。

今後、熊本城や人吉城跡などの復旧に向けて、文化庁との調整など、関係自治体を引き続き支援してまいります。

次に、2点目の7月豪雨災害で被災した未指定の歴史的建造物につきましては、復旧を加速化させるため、国登録に向けた調査や設計の予算を今定例会に提案しております。国登録後は、球磨川流域復興基金を活用し、支援してまいります。

また、地域の皆様が守り、親しんでこられたお堂やほこら等につきましても、復興基金を活用した地域コミュニティ施設等再建支援事業により支援を実施しており、現在も随時相談を受け付けております。

最後に、3点目の県の文化財の活用に関する取組についてですが、昨年3月に策定した熊本県文化財保存活用大綱において、従来の文化財を守るという考え方に加え、生かす、育てるという2つの新しい視点を加えております。

お尋ねの文化財の活用に向けましては、観光振興や地域活性化につなげる取組を今年度から推進しております。現在、庁内関係部局や市町村との意見交換、さらには観光事業者とも連携を図り、文化財の情報発信を行いながら、観光活用策等の検討を進めております。

今後は、次世代を担う子供たちが文化財を大切にする心を育むため、出前事業など、文化財への理解や関心を高めるための取組についても推進してまいります。

〔溝口幸治君登壇〕

○溝口幸治君 教育長、ありがとうございました。

災害から1年8か月がたって、ようやく神社とかお堂の復旧に向けた相談が寄せられるようになってきました。ああ、やっぱり時間がかかったなというふうに思います。これからが本格的なこの文化財の復旧、復興に入っていきますので、ぜひ市町村と連携した取組をお願いしておきたいと思います。

それから、人吉市にも、県から優秀な文化財担当の職員さんを派遣していただいています。こういった人がいるから、きめ細やかな対応もできるんだと思います。よければ引き続きお願いしたいところですが、引き揚げられるにしても、しっかりと御支援をお願いしたいというふうに思っています。

今文化課がやっている文化財の保存と活用の活用の部分ですね、観光振興とか地域活性化につなげる。これは、人吉、球磨に限らず、各地域ではそれぞれのやっぱり文化財があって、その保存と活用、特に活用してお金が生まれる仕組み、地域が活性化する仕組みというのは、これから大事になってくると思います。文化課が、各課と連携しながら、そして各地域と連携しながら、その役割を果たしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

予定しました質問が全て終わりました。ちょっと厳しめの質問もありましたけれども、被災地の現状、そして被災地の声ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

御清聴ありがとうございました。(拍手)